

長岡京市マンション耐震診断費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの耐震性の向上を図るため、予算の範囲内において、マンションの所有者等からの申請に基づき、当該マンションの耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、その実施を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション

住戸の数が2以上であって、3分の2以上の床面積が住宅の用に供されている階数が2以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の共同住宅をいう。

(2) 耐震診断

次号の耐震診断の基準により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断の基準

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針」という。)のうち、次のいずれかのものである。

イ 第1に定める方法(技術指針の第1の各号列記以外の部分のただし書の規定により国土交通大臣が認める方法を除く。)

ロ 技術指針の第1の各号列記以外の部分のただし書の規定により国土交通大臣が認める方法のうち、財団法人日本建築防災協会が定めた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(第1次診断法を除く。)及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(第1次診断法を除く。)

(補助対象マンション)

第3条 補助金の交付の対象となるマンション(以下「補助対象マンション」という。)は、市内の次の各号のいずれにも該当するマンションとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの

(2) 国、地方公共団体その他の公的機関の所有でないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市の区域内にある補助対象マンションの所有者(区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条又は同法第65条に規定する団体)であつて、建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築事務所に対し当該マンションの耐震診断を依頼したものとする。

2 前項に規定する補助対象者は、今まで本要綱による補助金の交付を受けたことがなく、

かつ、本市に納付すべき市税を完納している者でなければならない。

(耐震診断者)

第5条 耐震診断者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士である者
- (2) 建築士法第23条の第1項の規定により登録を受けた一級建築士事務所に属する者
- (3) 耐震診断を行う建築物の構造に応じた講習（財団法人日本建築防災協会が実施したもの）を修了した者又は市長がこれと同等と認める者であること。
- (4) 耐震診断について十分な実績を有していることが、耐震診断者実績申告書（様式第1号）により確認できる者

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、耐震診断に要する費用の相当額に3分の2を乗じて1,000円未満を切り捨てた額以内で、1戸当たり2万円（1棟当たり100万円）を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、マンション耐震診断費補助金交付申請書（様式第2号）及び関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、マンション耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第3号）又はマンション耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前条の規定による決定の通知を受けたのち、事情により耐震診断を中止する場合には、速やかに、マンション耐震診断費補助金交付申請取下届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助決定者は、第8条の規定による決定の通知を受けたのち、事情により耐震診断の内容を変更するときは、速やかにマンション耐震診断費補助金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による変更に準用する。

(補助事業の遂行)

第11条 補助決定者は、第8条（第10条第2項において準用する場合を含む。）の決定

の内容及びこれに付した条件に従い、適切に耐震診断を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかにマンション耐震診断完了実績報告書(様式第7号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る耐震診断の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、マンション耐震診断費補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、マンション耐震診断費補助金請求書(様式第9号)により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第13条の通知を行った後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を耐震診断以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、マンション耐震診断費補助金交付決定(一部)(全部)取消通知書(様式第10号)により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、マンション耐震診断費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

耐震診断者実績申告書

(あて先) 長岡京市長		年 月 日	
耐震診断者	氏 名		
	資 格	一 級 建 築 士 大 臣 登 録 号	
所属する 建築士事務 所	名 称	() 知 事 登 録 () 号	
	代 表 者 氏 名		
	所 在 地		
	電 話 番 号	— —	

非木造建築物の耐震診断に関して、以下の実績を有することを申告します。

事業名	建築物の構造	建築物の規模	契約期間
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 ㎡	
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 ㎡	
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 ㎡	

- 1 過去3年間程度に行った鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の実績のうち、主なものを記入してください。
- 2 記入した実績を証明する書類(耐震診断の契約書等)を必要に応じて求める場合があります。
- 3 建築士の免許証(写し)を添付して下さい。

長岡京市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

マンション耐震診断費補助金交付申請書

長岡京市マンション耐震診断費補助要綱に基づく補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 建物の概要

建物	所在地	長岡京市		
	構造及び規模	造 階建	延べ面積 うち住宅の用に供 する部分の床面積	m ² m ²

2. 耐震診断の概要

予 診 断 耐 者 震	建築士事務所名	(名称)		
	所在地	電話 ()		
耐震診断に要する額		内消費税相当額 (円)		

※ 関係書類

1. 建築確認申請書副本（写し）及び検査済証（写し）
2. 建物（区分建物）の全部事項証明書
3. マンションの所有者が商業法人にあつては、商業法人登記の全部事項証明書
4. 耐震診断に要する額を確認できる、耐震診断費概算見積書
5. 市税の納税義務者は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に交付を受けたものに限る。）。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
6. マンションの管理組合等は、耐震計画を実施することについて管理組合等の総会で決議されていることを証する議事録の写し
7. その他必要なもの

様

長岡京市長

マンション耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度マンション耐震診断費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1	交付決定予定額	円
2	交付の条件	

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

マンション耐震診断費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度マンション耐震診断費補助金について、不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

年 月 日

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

マンション耐震診断費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号の交付通知に係るマンション耐震診断については、下記の理由により実施しないので補助金交付申請の取下げを届けます。

記

1	交付決定額	円
2	取下げの理由	

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

マンション耐震診断費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号の交付通知に係るマンション耐震診断については、下記の理由により内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	変更を必要とする理由	
2	変更内容	

※関係書類

1. 変更内容がわかる図書等
2. 耐震診断費変更概算見積書
3. その他必要なもの

年 月 日

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

マンション耐震診断完了実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付通知に係るマンション耐震診断の完了実績について、下記のとおり報告します。

記

1	実施期間	自 年 月 日
		至 年 月 日
2	関係書類	耐震診断の報告書 一式 建築設計事務所等との契約書の写し及び領収書の写し その他市長が必要と認める図書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

マンション耐震診断費補助金確定通知書

年 月 日付、完了実績報告書の調査確認の結果、年 月 日付け
第 号の交付通知に係るマンション耐震診断費の補助金の額を下記のとおり確定したので通知し
ます。

記

補助金確定額	円
--------	---

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

マンション耐震診断費補助金請求書

長岡京市マンション耐震診断費補助要綱第14条の規定に基づき、同要綱第13条による
年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた補助金について下記のとおり請求します。

記

1	建 物 所 在 地	長岡京市		
2	構 造 及 び 規 模	造	延べ面積	m ²
		階建	うち住宅の用に供する部分の床面積	m ²
3	支払請求額	円		
4	振込先	金融機関名		
		預金の種類 普通・当座		
		口座番号		
		フリガナ		
		口座名義人		

様

長岡京市長

マンション耐震診断費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書

年 月 日付け 第 号の交付通知に係るマンション耐震診断費補助金の
交付について、下記のとおり決定の一部・全部の取消を決定したので通知します。

記

1	交付決定額	円
2	取消額	円
3	取消の理由	

様式第11号（第17条関係）

第 年 月 日
号

様

長岡京市長

マンション耐震診断費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の確定に係るマンション耐震診断補助金については、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1	返還金額	円
2	返還期限	年 月 日まで